

議案第13号

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、対象者の前年（助成金の支給を申請しようとする日の属する月が1月から9月までの場合にあっては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超える場合は、その年の10月から翌年9月までの間の医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑又は宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠

償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間の医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成金の支給については、前項本文の規定を適用しない。

第5条中「対象者」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合であって、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、当該提出をした者に通知するものとする。

第6条を次のように改める。

(受給者証の交付等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格登録者」という。)に対し、第4条第1項本文の規定により助成金を支給することとしたときは、規則で定めるところにより、当該支給することとされた者(以下「受給者」という。)に受給者証を交付するものとする。

- 2 市長は、受給資格登録者に対し、第4条第2項本文の規定により助成金を支給しないこととしたときは、規則で定めるところにより、当該受給資格登録者に通知するものとする。

第9条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る助成金の支給について適用し、同日前の診療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。